

次期総合計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

県民一人ひとりをはじめとした多様な主体が、岩手の未来のあるべき姿に向かって、今後 10 年間に何をすべきかを考えるとともに、県民みんなで力を結集し、行動していくための目指す将来像や取組の方向性を明らかにするものです。

2 計画の役割

岩手の未来のあるべき姿を実現するため、復興とその先も見据え、時代の潮流や岩手の特性・可能性を踏まえながら、今後 10 年間の、県の政策推進の方向や具体的な取組内容を示すとともに、県民等のあらゆる構成主体が自ら取組を進めていくためのビジョンともなるものです。

3 計画の概要

(1) 計画期間

平成 31 年度（2019 年度）から平成 40 年度（2028 年度）の 10 年間とします。

(2) 計画の構成

10 年間の「長期ビジョン」と、マニフェスト・サイクルを考慮した「アクションプラン」による構成とします。

ア 長期ビジョン

長期的な岩手の将来を展望し、県民みんなで目指す将来像と、その実現に向けて取り組む政策の基本方向を明らかにします。

イ アクションプラン

長期ビジョンの実効性を確保するために、重点的・優先的に取り組むべき政策やその具体的な推進方策を明らかにします。

(3) 計画の主な方向性

ア 「日本国憲法第 13 条（個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重）」や「地方自治法第 1 条の 2（地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とすると規定）」の考え方を踏まえ、「幸福」をキーワードに、岩手が持つ多様な豊かさやつながりなどにも着目し、岩手の将来像を描いていきます。

イ 「岩手県東日本大震災津波復興基本計画」の計画期間が平成 30 年度までであることを踏まえ、次期総合計画においても、被災者一人ひとりの幸福追求権の保障など、「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針」に掲げた二つの原則を引き継ぎ、復興の取組を明確に位置付け、市町村や国と一体となった切れ目のない取組を進めていきます。

4 計画策定の進め方

(1) 岩手県総合計画審議会

知事が岩手県総合計画審議会に諮問を行い、審議会において、次期総合計画の基本的方向についての審議を行った上で、知事に答申を行います。

※ 岩手県総合計画審議会への諮問と答申について

総合計画審議会は、県政の総合的な計画の策定に関する重要事項などを調査審議するための知事の諮問機関として置かれています。

次期総合計画の基本的方向について、知事から意見（諮問）を求められ、その審議結果を知事に報告（答申）します。

なお、知事は、その報告結果に基づいて次期総合計画を策定します。

(2) 県民等からの意見聴取

各策定過程を通じて、「今後 10 年の岩手」などをテーマに、広く県民、NPO、企業、有識者等からの提案、意見を集め、反映します。

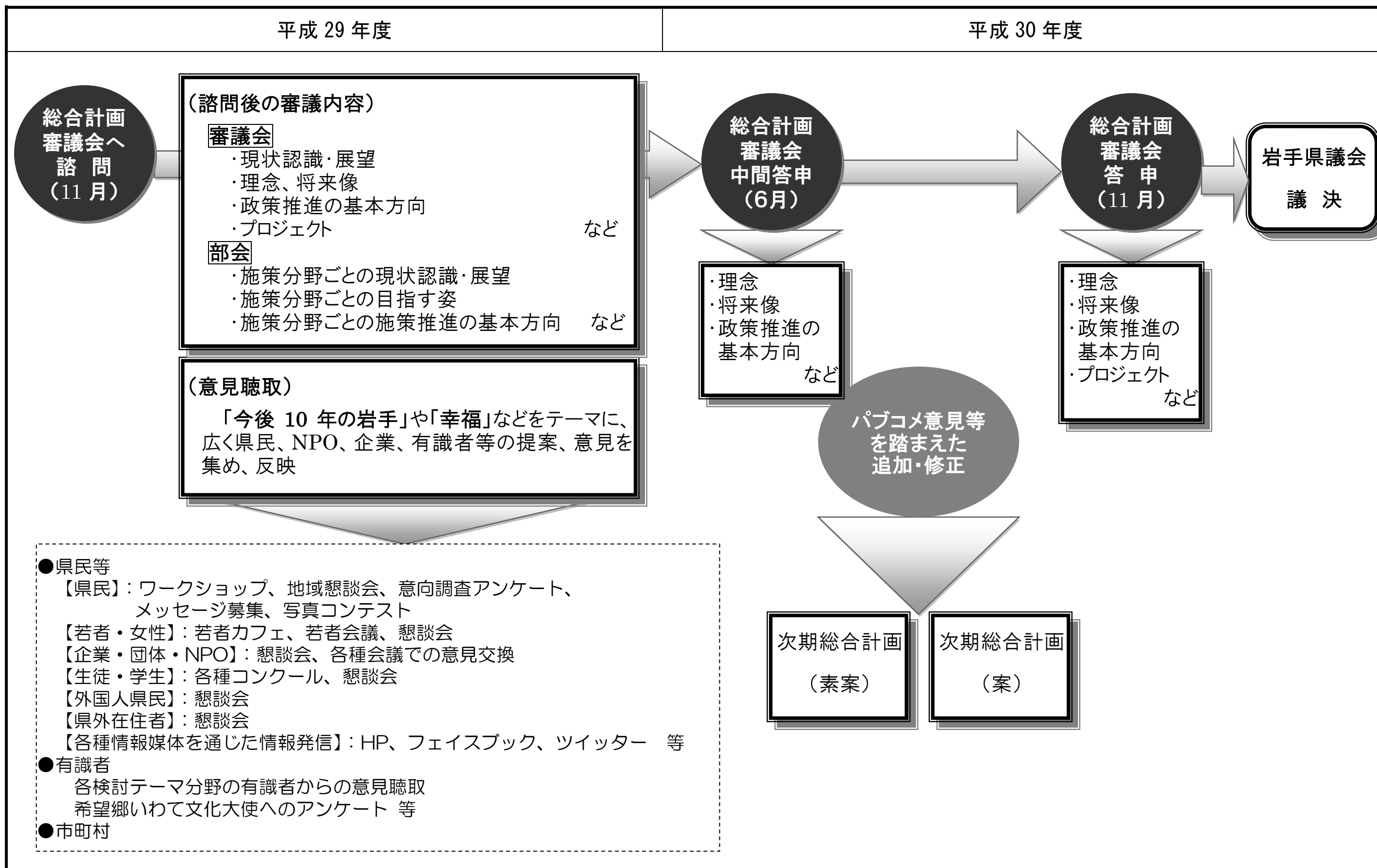
5 計画の呼称

計画の決定・公表時においては、県民がより親しみやすい名称を付すこととしますが、当面の呼称は「次期総合計画」とします。

6 策定スケジュール

- | | | |
|-----|---------------|---------------------------|
| (1) | 平成 29 年 11 月 | 総合計画審議会へ諮問 |
| (2) | 平成 30 年 6 月頃 | 総合計画審議会の中間答申
計画（素案）の公表 |
| (3) | 平成 30 年 9 月頃 | 計画（案）の公表 |
| (4) | 平成 30 年 11 月頃 | 総合計画審議会の答申 |
| (5) | 平成 31 年 3 月頃 | 県議会議決、計画の決定・公表 |

次期総合計画の策定の進め方(スケジュール)



次期総合計画の構成（イメージ）

《長期ビジョン》

- はじめに（計画策定の趣旨、計画の役割・期間・構成、計画推進の考え方 等）
- 理念（幸福、幸福の要素 等）
- 将来像
- 現状認識・展望（世界、日本、岩手）
- 復興推進の基本方向
- 政策推進の基本方向
- 長期的・政策横断的に取り組む重要構想〔プロジェクト〕
- 地域振興の展開方向（広域圏の振興、県域や広域圏を越えた広域的な連携の強化 等）
- 県政運営の基本姿勢（多様な主体との協働、市町村との連携、行政経営のあり方 等）

《アクションプラン》

長期ビジョンの実効性を確保するため、重点的・優先的に取り組むべき政策や具体的な推進方策を盛り込む。〔第1期：平成31年度～平成34年度〕

（※いずれも名称は現段階の仮称）

- 復興プラン
- 政策プラン
- 地域プラン
- 行政経営プラン

《想定される計画期間》



（ ）内は期間年数